

バスツアー助成誘客事業交付要綱

（趣旨）

第1条 本事業は、可児市の観光資源の魅力を最大限に活用し、可児市へのさらなる観光誘客を促進するため、観光資源のブランド化や周遊性に配慮された旅行商品の造成・販売を支援する目的で交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業者）

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下、「法」という。）第3条の規定に基づく登録を受けた事業者とする。

（助成対象となる旅行商品）

第3条 事業の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- （1）可児市を目的地または、経由するもので、市内2箇所以上の観光施設等を利用すること。
- （2）法第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」であること。
- （3）可児市内の行程中に貸切バスを利用すること。
- （4）コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ・宗教）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- （5）令和3年2月20日までに助成申込みできる旅行商品であること。
- （6）市内での指定観光施設及び飲食店・土産品販売所（別表1）へ立ち寄り、その利用が行程に組み込まれ、実績が認められること。
- （7）旅行商品の送客人員が10名以上であること（大人料金を支払った人員で、添乗員・乗務員を参加人数から除く実績ベース）。
- （8）本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県その他各種助成金（国・県その他が他の団体に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること。

（助成金額および助成限度額）

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下の表に基づき該当する金額の合算とする。

（1）助成金額

区 分	助成単価
麒麟がくるぎふ可児大河ドラマ館	バス1台あたり5,000円
指定観光施設	1箇所につきバス1台あたり3,000円
指定飲食店・土産販売所	1箇所につきバス1台あたり5,000円

※バスの車種に関わらず上記の金額とします。

※バス1台につき助成金額の上限は3万円とします。

（助成金の申込み）

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、旅行実施後、助成金申込書兼助成金請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、観光協会会長（以下、「会長」という）に対し提出するものとする。ただし、申し込み受付及び助成は、予算額に達した時点で終了とする。

必要書類

- （1）送客実績表または、領収書（写し）、観光クーポン（写し）など指定観光地等への立ち寄りが記載された書類。
- （2）募集型商品にあつては、募集に際してのパフレット、インターネットホームページの写しなど広告物（「協力：可児市観光協会」と記載あるもの）
- （3）受注型商品にあつては、発注者に提出した企画書面、最終行程表（「協力：可児市観光協会」と記載あるもの）
- （4）貸切バスを利用したことがわかる運送引受書の写し等の書類
- （5）他の助成金の申請書等で助成詳細がわかるもの（※他の助成金を併給する場合のみ）

（助成金の額の確定）

第6条 会長は、前条の規定による申込みがあつた場合は、必要な審査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第2号）により、対象事業者に通知すると共に、助成金を交付する。

（対象事業の表示）

第7条 対象事業者は、本事業の実施にあたり、募集型企画旅行については、チラシ・パンフレット及びインターネットホームページ等の広告媒体、受注型企画旅行については、発注者に提出した企画書、最終行程表において、「協力：可児市観光協会」及びタイトルに「明智光秀生誕地可児」、「明智荘（可児市）」など、可児市の観光に関わる表記をするものとする。

（交付の取り消し）

第8条 助成金の確定後において、申込み内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定を取り消すこととし、すでに助成金が交付されているときは、その返還を求めものとする。

（暴力団の排除）

第9条 第5条の規定による申込みがあつた場合において、申込者が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下、「要綱」という。）」に該当するときは、会長は申込者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第6条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが要綱第3条各号に該当することが明らかになったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第10条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告させ、また、事務所に立入、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのないものは、その都度、会長が別に定めることができるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月23日から適用する。

別表1

指定観光施設、飲食店、土産販売所

施設名等	住 所	受入内容
麒麟がくるぎふ可児大河ドラマ館	可児市瀬田 1584-1	観光施設
花フェスタ記念公園	可児市瀬田 1584-1	観光施設
可児郷土歴史館	可児市久々利 1644-1	観光施設
荒川豊蔵資料館	可児市久々利柿下入会 352	観光施設
戦国山城ミュージアム	可児市兼山 675-1	観光施設
明智荘ボランティアガイドの会	可児市広見一丁目 1 番地（可児市観光交流課内）	観光施設
SpaResort 湯の華アイランド広場	可児市土田 4800-1	観光施設 飲食店 土産販売所
天然温泉 三峰	可児市大森 1748-1	飲食店
(有)一心 可児かまど本店	可児市下恵土 526-1	飲食店
道の駅 可児ッテ	可児市柿田 416-1	飲食店 土産販売所
美濃の郷 可児店	可児市土田 5230-2	飲食店
料亭うなぎの康生	可児市広見 802-1	飲食店
四季の味 鈴川	可児市広見 755-4	飲食店
とろろめし萬葉・ギャラリー萬葉	可児市久々利 810	飲食店 土産販売所
酒肴 奥座敷 まる耕	可児市広見 611-2 ビレッジ元町 2F	飲食店
L' atelier Maruko	可児市広見 3-43 サンパレス可児 1F	飲食店
リリアーヌ	可児市土田 4384	飲食店
林酒造株式会社	可児市羽崎 1418	土産販売所
協同組合 日本ライン花木センター	可児市土田 4567	土産販売所